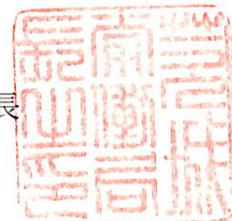




茨労発基0619第1号の2  
令和2年6月19日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令等の施行について

平素より、労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）及びずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第235号。以下「改正告示」という。）が、令和2年6月15日に公布及び告示され、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方お願いいたします。

## 記

### 第1 改正の趣旨及び概要等

#### 1 改正の趣旨

粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。以下同じ。）については、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）の規定により、半月以内ごとに1回、空気中の粉じんの濃度を測定し、その結果に基づき換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととされている。